

(様式2)

担当医殿

生徒のクラス及び氏名 年 組 _____

在籍校名 東京成徳大学中学・高等学校 _____

上記生徒の登校許可書の作成をお願い申し上げます。
なお、「学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」につ
きましては、プリント(様式1・2の裏面)の通りです。

東京成徳大学中学・高等学校長殿

登 校 許 可 書

生徒氏名 _____

上記の生徒は、(病名) _____ により、
平成 年 月 日より治療を開始しました。
病気が軽快し、かつ「学校保健安全法」の基準に
より、感染症の予防上支障がないと認められるた
め、 月 日より登校を許可します。

平成 年 月 日

病院名及び医師名

_____ 印

学校で予防すべき感染症および出席停止期間の基準

<第1種>

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間	
エボラ出血熱	発症から、治癒するまで	
クリミヤ・コンゴ出血熱		
痘そう		
ベスト		
マールブルグ病		
ラッサ熱	急性灰白髄炎（ポリオ）	ジフテリア
重症急性呼吸器症候群（病体が SARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザウイルス A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る＝鳥インフルエンザ H5N1。）		

<第2種>

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
麻しん	発症から、解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発症から、発疹が消失するまで
水痘	発症から、すべての発疹が痂皮化するまで
百日咳	発症から、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱	発症から、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症から、5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症から、医師により感染のおそれがないと認められるまで

<3種>

腸管出血性大腸菌感染症	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
<その他の伝染病>	
マイコプラズマ肺炎	発症から感染力の強い急性期が終わり全身状態が回復するまで
感染性胃腸炎	発症から、下痢、嘔吐症状が消失し全身状態が回復するまで
ヘルパンギーナ	発症から、咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
手足口病	発症から、咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
伝染性紅斑	全身状態の良い者は登校可（発疹時には感染力はほとんど消失している）
伝染性膿痂疹（とびひ）	登校可。皮膚の清潔を保つ、病巣を有効な方法で覆う。プールは治癒後可。炎症の強いもの、広範なものは直後接触を避ける。
溶連菌感染症	発症から、適切な抗生剤治療がなされ 24 時間を経て全身症状が回復するまで
ウイルス性肝炎	発症から、医師により伝染のおそれがないと認められるまで。B 型、C 型肝炎など学校における日常生活の中で感染のおそれがない疾患について患者の不必要な「感染予防処置」がないように配慮
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新型感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。	

※ 伝染性軟属腫（水いぼ）、頭じらみは「出席停止の必要のない感染症」としていません。